

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

宮城県が発注する工事について、下記の条件を満たす場合、現場代理人の兼務を認めることができる。

記

1 対象工事等

以下の全ての条件を満たす2件の工事間で、現場代理人の兼務を認めることとする。

(1) 工事内容

県発注工事にあつては、入札時等の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載があること。(発注者が、単独の現場代理人が必要と判断する場合は、入札時等の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載をしないことにより、従来どおりの取扱いをすることができる。)

他の公共機関が発注した県内で施工される工事との兼務については、当該発注機関が県発注工事との兼務を認めた場合に限り、兼務を可能とする。

(2) 施工場所

同一の市町村内又は10km以内の距離であること。

(3) その他

この緩和措置により、2件の工事を兼務している現場代理人は、監理技術者又は専任の主任技術者と兼務できない。ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる等の理由により、専任を要する同一の主任技術者が工事を兼務できる場合を除く。

2 現場代理人の兼務承認等

現場代理人の兼務については、現場代理人兼務承認願(別紙様式)に所定の事項を記載し、それぞれの工事の監督員に提出し、それぞれの発注者の承認を得なければならない。

なお、現場代理人兼務承認願に記載する連絡員とは、現場代理人が不在となる時に工事現場の運営・安全管理等行うことができる者であること。

発注者が県以外である場合の相手方の承認手続きは、当該発注機関の手続き方法によるものとする。

3 現場代理人兼務の不承認等

発注者は、現場代理人兼務承認願について、工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合は、不承認とすることができる。また、承認後であっても、工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合には、現場代理人の常駐を求めることができるものとする。

【参考】

1 特記仕様書（記載例）

特記事項

1 追加事項 1
(1) 追加 この工事は、現場代理人の常駐義務の緩和措置について」の該当工事である。

2 現場代理人の常駐義務緩和に係る質疑応答事例

Q1	①仙台土木事務所発注の復興工事の現場代理人と②仙台地方振興事務所発注（工事担当：農業農村整備部）の工事の現場代理人を兼務できるか。
A1	兼務できる。（但し、その他の条件等を全て満たした場合に限る。）
Q2	工事場所が同じ市町村内で、①市町村発注の工事の現場代理人と②仙台土木事務所発注の工事の現場代理人の工事の現場代理人を兼務できるか。
A2	兼務できる。（但し、その他の条件等を全て満たし、他の発注者が兼務を認めた場合に限る。）
Q3	①土木部営繕課発注の工事の現場代理人と②総務部管財課発注の工事の現場代理人は兼務できるか。
A3	できる。（但し、その他の条件等を全て満たした場合に限る。）
Q4	①工事場所が石巻市の工事の現場代理人と②工事場所が東松島市の工事を兼務できるか。
A4	①と②の間の距離が10km以内であれば兼務できる。 （但し、その他の条件等を全て満たした場合に限る。）
Q5	予定価格（税込み）9千万円で請負代金額が7千万円の工事と予定価格が（税込み）7千万円で請負代金額が6千万円の工事は兼務できるか。
A5	兼務できる。（但し、その他の条件等を全て満たした場合に限る。）
Q6	現場代理人が主任技術者（専任）を兼務している場合、他の工事の現場代理人と兼務できるか。
A6	できない。 ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる等の理由により、専任を要する同一の主任技術者が工事の兼務を認められた場合は兼務できる。